

# 北海道新幹線新函館開業対策推進機構 交通系ガイドマップ作成仕様書

## 1 目的

平成 28 年 3 月の北海道新幹線開業により見込まれる観光客や来訪者の増加に備え、北海道新幹線新函館開業対策推進機構二次交通充実化部会の協議事項に基づき、交通情報を網羅した交通系ガイドマップ（以下「ガイドマップ」という。）を作成し、新函館北斗駅とのアクセス並びに函館市域における二次交通のわかりやすさ、利便性の向上に資することを目的とする。

## 2 対象

ガイドマップは、観光客や来訪者、特に、出張やコンベンション等で函館を訪れた方を対象とする。

## 3 構成

- (1) ガイドマップは、既存の観光パンフレット等に分散して掲載されている公共交通機関等の情報について、一元化して発信することにより、観光客や来訪者が市内での移動をスムーズに行えるようにすることに重点を置くものとする。
- (2) 観光施設等の情報を盛り込むことについては妨げないが、掲載する際には、前述の公共交通機関等の情報と組み合わせて掲載することとし、その際には写真やイラスト等を利用することとする。
- (3) 表紙のタイトルおよびデザインについては、一目で函館の公共交通機関等に関するガイドマップであることがわかるものとする。
- (4) 以下の項目をガイドマップの掲載必須項目とする。ただし、路線の新設等、今後の状況に応じて項目が追加となる場合がある。また、①～③の情報を可能な限り組み合わせて掲載することにより、利用しやすいものとする。

## ① 函館市街地を中心とした市内マップ

函館山，津軽海峡フェリーターミナル，公立ほこだて未来大学，トラピスチヌ修道院，函館空港が収まる地図とすること。その他，以下の地区については詳細マップを掲載することとする。

地区	備考
西部地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・函館駅，外国人墓地，立待岬が収まる地図とすること</li> <li>・観光路線バス等の路線図をわかりやすく掲載するとともに，観光施設等の位置情報も掲載すること</li> </ul>
五稜郭地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五稜郭バス停，五稜郭公園裏バス停，五稜郭公園前電停，五稜郭公園が収まる地図とすること</li> </ul>
湯の川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会館前電停，湯の川電停，湯倉神社前バス停，函館市民会館・函館アリーナ，湯の川温泉街が収まる地図とすること</li> <li>・周辺ホテルの位置情報も掲載すること</li> </ul>

(注) なお，地図作成の際は，国土地理院の基盤地図情報を使用すること。

## ② 公共交通機関等

公共交通機関等	掲載事項
J Rアクセス列車	運行概要，料金，路線図 ※新幹線から平面乗り継ぎが可能であることも記載すること
観光路線バス（元町・ベイエリア周遊号，五稜郭タワー・トラピスチヌシャトルバス，函館山登山バス，函館山ロープウェイ接続シャトルバス）	運行概要，料金，路線図，乗降車方法，バス停位置情報
市電	運行概要，料金，路線図，乗降車方法，電停位置情報 ※ハイカラ号についての記載は不要
生活路線バス（とびっこ，96系統，函館駅前－五稜郭間等の交通拠点と観光施設等を結ぶ主な系統）	運行概要，料金，路線図，乗降車方法，バス停位置情報
シャトルバス（空港シャトルバス，フェリーシャトルバス）	運行概要，料金，路線図，乗降車方法，バス停位置情報
函館山ロープウェイ	運行概要，料金

(注1) 運行概要とは，「始発・終発時刻，運行間隔，所要時間」等の情報のこと。

(注2) 路線図については，①の市内マップに可能な限り落とし込むこと。

### ③ その他

その他	備考
アクセス早見表	・縦軸を現在地、横軸を目的地とし、交わる欄に利用交通機関等の情報を掲載すること ・徒歩時刻表示については、紙面に余裕がある場合には掲載すること
乗車券情報	・函館市内で利用できるものに限る ・主要販売所、価格、利用可能範囲および交通事業者を掲載すること
交通拠点乗り場等案内図	・新函館北斗駅、函館駅、五稜郭駅については必ず掲載し、青函フェリーターミナル、津軽海峡フェリーターミナルについては紙面に余裕がある場合には掲載すること
問い合わせ先一覧	・本ガイドマップに掲載されている公共交通機関等については必ず掲載し、各タクシー会社の問い合わせ先については紙面に余裕がある場合には掲載すること
東部地域を含めた市内広域図	・略図可
新函館北斗駅を含めた広域図	・略図可

## 4 成果物の内容

### (1) ガイドマップ

- ① 作成部数 150,000部
- ② 規格 マップの全体サイズはA2サイズ以上とし、仕上げは210mm×99mm（A4巻き三つ折りサイズ）とすること。また、折り方については、項目別に見ることができるよう工夫すること。
- ③ 紙質 指定なし。ただし、持ち運びに適した紙質であること。
- ④ 色数 両面オールカラー

### (2) 電子データ（それぞれCD-RまたはDVD-Rに収録し、納入すること。）

- ① PDF
- ② イラストレーター

## 5 校正

業務の進捗状況に応じて、原則5回の校正を行う。

## 6 成果物の納入期限

平成 28 年 2 月 29 日（月）

（ただし、北海道新幹線開業日の決定により、納入期限が前後する場合があります。）

## 7 納入場所

北海道新幹線新函館開業対策推進機構（以下「機構」という。）が指示する場所とする。

## 8 その他

- （1）企画案については、協議のうえ変更することができる。
- （2）作成とは、企画立案・撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・納品・工程管理等のガイドマップ作成に必要な全ての作業を含むものとする。
- （3）完成したガイドマップの原版およびデータの所有権等、一切の権利は機構に帰属するものとする。また、ガイドマップ内に使用された写真・イラスト文章等は、WEB等にも機構が自由に使用できるものとする。
- （4）ガイドマップに掲載する観光施設及び関係団体に対する取材の協力依頼および調整については、受託者が行うものとし、機構は受託者の業務の遂行に可能な限り協力するものとする。
- （5）受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）および第 28 条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに機構に無償で譲渡するものとする。ただし、3-（2）に掲げる掲載画像データを外部に提供する際は、受託者と協議の上決定するものとする。
- （6）機構は、著作権法第 20 条（同一性保持権）の 2 に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- （7）受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。